

領 収 証

AKINO PRINTING INC.

菅原達

様

NO. _____

2023 年 5 月 25 日

¥ 66,000-

但第29号すかわ通信印刷代として上記正に領収致しました

内 訳

現金	
小切手	
手 形	

 有限会社 秋野印刷栃木県佐野市亀井町2610〒327-0024
TEL/0283-22-1017 FAX/0283-22-1157

領 収 証

AKINO PRINTING INC.

菅原達

様

NO. _____

2023 年 12 月 7 日

¥ 66,000-

但第30号すかわ通信印刷代として上記正に領収致しました

内 訳

現金	
小切手	
手 形	

 有限会社 秋野印刷栃木県佐野市亀井町2610〒327-0024
TEL/0283-22-1017 FAX/0283-22-1157

領 収 書

令和 6 年 3 月 27 日

菅原 達 議員

金額
(消費税込)

4,002円

第5回佐野市議会報告会費用分担金として、上記の金額を領収しました。
(令和6年2月8日開催)

佐野市議会報告会運営委員会委員長 横 井 帝 之



命を守り全ての人を大切にする街へ！

市民相談等、お気軽にお声掛けください！

菅原 達

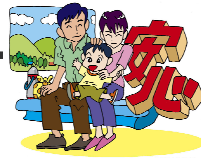
検索

ホームページ更新中



議 会 報 告

＜令和4年12月定例議会の一般質問の要旨＞



質問 1 こどもまんなか社会を目指した取り組みについて

(1) 子供を中心にしたまちづくりについて

① 子供のための居場所の充実について

身近で遊べる公園や学習する場所、子ども食堂など、子供のための居場所の充実を図るべきでは？

答 弁 既存のサードプレイスを利活用しながら子供の居場所の充実に努めてまいりたい

② スポーツ施設の利用料減免、無料化について

答 弁 受益者負担の適正化に関する指針に沿って今後検討してまいりたい

③ こども議会への予算付与について

山形県遊佐町のように定期的にこども議会を開催し、しかるべき予算も付与すべきでは？

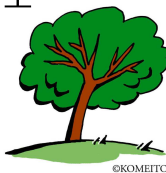
答 弁 子供の意見を子供施策だけではなく市政全般に反映できるかどうか予算措置も含め研究してまいりたい



⑤ 配置基準の見直しについて

そもそも増員が必要な状況自体が問題であり、数十年変わらない配置基準は見直されるべきである。保育士の配置が十分でないことによる悲惨な事故を防ぐためには、施設任せではなく、国や行政の責任の上に、保育の安全と質の確保を図らなければならないと考えるが？

答 弁 よく民間の保育所などの意見も聞いて、対応できるものについては対応してまいりたい



(3) 家庭保育を行う家庭への支援について

① 家庭保育の親子が利用する施設の充実について

保育施設の空き定員の活用や、雨の日でも遊べる施設の整備など施設の充実を図るべきでは？

答 弁 既存の施設を有効活用し利用促進を図ってまいりたい

②(仮称)消滅しない街づくりプロジェクトについて

答 弁 既存のまち・ひと・しごと創生懇談会で具体的な検討や実行ができるよう取り組んでいく

(2) 安心して子育てができる 幼児教育・保育の環境整備について

① 育児パッケージの給付について

ネーミングライツ的な考えを取り入れ、民間との協働により市独自に推進すべきでは？

答 弁 今後先進他市の状況などを調査しながら、検討してまいりたい



② 保育を利用する3歳児の利用料無料化について

3歳から5歳までの利用料は、幼稚園児は満3歳になった時点から無償となる一方、保育園児は満3歳となって以降の3月31日を迎えるまでは無償とならない。利用施設にかかわらず満3歳から無償となるよう、市独自の支援を行うべきでは？

答 弁 園内で生まれた月により無償化の時期の違いが出るので、難しい問題と認識している

③ ゼロから2歳児の保育料無償化の段階的な対象拡大について

答 弁 第2子以降であれば無償化の対象としており、現時点では現行制度を維持し運用してまいりたい

④ 緑が豊かな園庭の整備について

公立の保育施設において、樹木が茂る緑豊かな園庭を整備すべきでは？

答 弁 園庭に樹木を増やせるよう検討してまいりたい

質問 2 市営住宅の運営管理の見直しについて

(1) 共益費の徴収者の見直し及び徴収手当の給付について

市営住宅の共益費の徴収は、自治会の活動というよりも住宅運営上の業務の一環であると捉えるべきであり、家賃と同様に市が徴収すべきでは？

答 弁 事務費と事務負担の増、入居者の管理意識の低下、指定管理料の増などの問題から引き続き入居者に行っていただきたい

質問 1 不登校の子どもたちの多様な学びの場の保障について

【質問の前おき】 教育機会確保法の施行（2017年2月施行）により、不登校というだけで問題行動と受け取られないような配慮が求められるのと同時に、子供たちの学習する権利の保障が重視されたことで、学校に戻すことのみを目的とするのではなく、学校以外の場での学習を含め、一人一人に最も適した多様な教育機会を確保しながら、子供たちの社会的な自立につながる支援が目的とされました。そこで、どうすれば子供たちの社会的な自立につながる支援ができるのかについて考えてみます。

（１）「教育機会確保法」施行後の理解の浸透と実施の状況について

①学校復帰が前提ではないことへの理解の浸透について

全教職員に周知されているということだが、政策を立案し予算を確保する立場にある行政にも理解を浸透させていく必要がある。施行から丸6年が経過し、行政の責務に鑑みて教育環境の充実と予算措置に対する認識が行政内部にどの程度浸透しているのか？



答 弁

具体的な把握はしていないが、不登校児童生徒の増加やその支援については、大変大きな課題と捉えており、今後も教育機会確保法を踏まえた対応への理解を図ってまいりたい

要 望

行政の中心に教育を据え、しっかりと施策の策定と予算措置をお願いしたい

（２）登校児童生徒支援教室（アクティヴ教室）の充実強化について

①アクティヴ教室への送迎と給食の提供について

アクティヴ教室を利用できない理由の一つに、朝夕の送迎とお昼の弁当づくりの負担がある。財政措置をもって実施に努めるべきでは？

②アクティヴ教室の増設と指導者の増員について

アクティヴ教室の2か所目の開設や、初期支援のための学校内への同教室の設置、及び指導者の増員を図る必要があるのでは？

答 弁

送迎対応は、自動車の確保、人員の確保、事故の場合の対応など、多くの課題があり現段階では難しい。給食の提供は、実施の可否について今後研究してまいりたい

答 弁

学びの場を拡充していく必要があると考えている。学校外の学びの場の増設、学校内への居場所づくり、その他の方法も含めて何が望ましいのか今後研究してまいりたい

（３）フリースクールの設立、運営への支援の必要性について

教育機会確保法には、地方公共団体が教育機会の確保に関し、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することが示され、民間団体によるフリースクールの設立や運営に関しても、市が責務の一端を担うものと理解している。これらを踏まえ、制度面及び財政面の両面から支援が必要だと考えるが？



答 弁

民間団体の方からお話を伺う機会を設け、民間団体と連絡会等を開催している他市町の情報を収集し、制度面や財政面の支援も含めた本市としての連携の在り方を研究してまいりたい

（４）不登校特例校の設置について

学校以外の場における学習機会での不利益を補い、自分にふさわしい多様な学習機会を選択する意味から、市あるいは県単位で、不登校特例校または不登校特例分教室を設置すべきでは？

答 弁

本市単独では難しいと考えており、国、県の動向に注視しながら教育機会確保の研究に努めてまいります

要 望

そもそも不登校に追い込まれる以前に、児童生徒の多様な意思が受け入れられ、多様な学びの確保が既存の学校環境においてもなされたならば、これほどまでに不登校が増えることはないのではないのか。学校での小さな変化に気づき、芽が小さなうちに的確な対応ができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全小中学校に常勤させ、不登校児童生徒を生み出さない学校環境をつくり出すことも極めて大切である。そのために、行政として計画的な財源確保に努め、多様な人材の確保と育成に努めるなど、積極的な施策の展開を強く要望する。

質問 2 地区公民館を拠点とした地域コミュニティの形成について

（１）地域における拠点の重要性について

町会単位を基本とする自主防災組織の活動の拠点を指定避難所エリアとすることで、「避難所運営は避難者自身が行う」との基本にのっとった指定避難所ごとの運営主体の明確化と、指定避難所を拠点とした自主防災活動の活性化につなげられるものと考えているが？

答 弁

地域防災力の向上に資する連携の提案をしてまいりたい





命を守り全ての人を大切にする街へ！

市民相談等、お気軽にお声掛けください！

菅原 達

検索

ホームページ更新中



議 会 報 告

＜令和5年9月定例議会の一般質問の要旨＞



質 問 1 地域の猫との共生について

(1) どうぶつ基金さくらねこの導入について

TNRによる過剰な繁殖の抑制が、地域の猫の課題解決に有効であるとの認識は持っているのか？

答 弁

飼い主のいない猫や無責任な飼い主による多頭飼育崩壊による過剰な繁殖を抑制することが、人と猫が共生していくために最も有効な取組であると考えている。その中でも、殺処分ゼロを目指すTNRが有効な手段であると認識している。

※TNRとは、トラップ(捕獲)・ニューター(不妊手術)・リターン(元の場所に戻す)の略

(2) 動物愛護法の周知と必要な措置について

①愛護動物の虐待や遺棄が犯罪であることの周知

飼い主のいない猫であっても、みだりに餌や水を与えないことなどにより、衰弱させることが虐待とみなされ、1年以下の懲役や100万円以下の罰金に処されることや、愛護動物を遺棄した者が同様の厳罰に処されることが動物愛護法に明記されているが、行政内部ははじめ市民への周知がなされているのか？

答 弁 動物愛護の意識を高める取組を進めたい。

要 望

特に、行政に携わる方たちには、動物愛護法への理解と現状への正しい認識を持っていただきたい。

②所有者への猫の繁殖制限の周知徹底

飼い主に対し、みだりに繁殖してこれに適正な飼養を与え、受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術、その他の措置を講じなければならないと明記されている。一方で、所有者が生活困窮や障がいがあるなどの事情により、必要な措置を講じられないことも想定される。

適切な繁殖制限の周知の徹底の状況は？

答 弁

引き続き啓発活動を行ってまいりたい。



(3) 飼い主のいない猫の繁殖抑制について

飼い主のいない猫の繁殖抑制のために行政が取るべき必要な措置について伺う。

答 弁 繁殖抑制には不妊、去勢手術が効果的であることは認識しているが、助成については、飼い猫か飼い主のいない猫かの判断ができないため、現時点では対応が難しい。

(4) 地域猫活動の推進について

※地域猫活動とは、地域の理解のもとで不妊去勢手術を行うなど、行政・地域住民・ボランティアが協力して地域で野良猫を適正に管理する活動

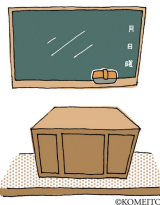
周辺の生活環境の保全や猫の殺処分を減らし、飼い主のいない猫との共生を進めるためには、まずは増やさないことが重要である。そのためには一部のボランティアの善意を頼りに個々に対処するのではなく、地域によって状況が異なる問題を俯瞰(ふかん)的に捉えた上で、地域住民とボランティア、行政の3者が共同で解決に当たるべき地域課題であると言える。その課題の解決に向け、『地域猫活動』を推進すべきであると考えているがいかがか？

答 弁

議員ご指摘のとおり、地域住民、ボランティア、行政を含め、共同して解決するものであると考えていて、地域の実情等に合った仕組みについて、関係者と意見交換をし、問題解決に取り組む必要がある。今後は、市民やボランティアと一緒に地域猫活動を推進する方法を模索する必要があると考えている。



質問 2 教育を受ける機会の確保及び教育水準の維持向上について



(1) 前年度よりも不登校児童生徒が増加する中、教育を受けられる機会の確保及び教育水準の維持向上が図られているのか？どこからも相談支援を受けていない子どもが増えていないのか？それらの実情を伺う。

答

学校から不登校児童生徒及び保護者に対し、スクールカウンセラーを紹介したり、相談機関を案内したりしているが、相談機関につなげることが難しい状況もある。



(2) フリースクールの財政支援について

子どもたちの社会的自立を目指し、多様な教育機会の確保に努める民間団体と連携を密にし、必要な財政上の措置に努めることは法律の下で行政に課された責務であると言えるのでは？

答

基準の作成等、県の動向を注視しながら、民間施設の実態把握に努めていきたい。

要望

フリースクールの支援を重視するのは、居場所としての多様性に加え、**非認知能力※**の向上を教育の根幹に置いた学びの場を模索し、多様な子どもたちの選択肢の一つになるための努力を続けているからである。持続的な運営とさらなる拡充のために、財政支援と併せ、制度的な面での支援にも努めいただきたい。**※非認知能力**とは、テストなどでの数値化が難しい内面的なスキル。

質問 3 災害弱者の避難体制の整備について

(1) 福祉専門職の参画による個別避難計画の策定について

個別避難計画の策定に関し、行政が策定の主体となり、高齢者や障がい者のケアに携わるケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職に参画していただき、速やかな計画策定を進めるべきでは？

答

本年度は、先行自治体の取組を参考にし協議を重ね、地域包括支援センターや医療、保健、福祉の関係機関との意見交換の場を設け、課題解決を図りたい。来年度は、福祉専門職の方に参画いただき、実効性のある個別避難計画策定に向けて取組を進めてまいりたい。



意見

ハザードマップ上でレッドゾーンに住んでいる単身高齢者など要支援者の方たちには、避難させることを考えるのではなく、あらかじめ施設入所を勧めるとか、避難しなくてもいい環境を平時から作っておくことを、全体の受入れのバランス・支援する方の状況・介護専門職の意見等を踏まえ地域で検討して頂きたい。（言わば、災害を前提としたケアプランの策定の検討）

最後に一言

今回の3つのテーマは、分野が異なりますが、どれも命を守るという点で関連しており、動物愛護の心も、高齢者など立場の弱い方たちへのいたわりの心も、根っこは同じく“生命尊重”の心だと思えます。そして、フリースクールが進める多様な学び場は、教育の意義だけではなく、行き場を失った子どもたちの大切な命を繋ぎとどめる場の意義も持ち合わせた居場所だと思っています。

世の中が殺伐とし、人の心も荒廃している時代だからこそ、命の大切さに向き合い、誰もが安心して暮らせる佐野市を築いていただくことを念願し、一般質問を終了いたします。

＜令和4年度決算審査特別委員会での質疑＞

質疑

佐野市文化会館リニューアル事業について

建設後44年が経過した文化会館の大規模改修事業（57億円規模）の計画の是非を見極めるため、下記について確認しました。

- ①当初想定していた耐用年数47年が、施設劣化調査の結果、
・外壁のレンガタイルの機能 ・建物のコンクリート強度
・コンクリートの中性化*の影響 などがいずれも良好であることから、耐用年数を70～75年と見込める
- ②建て替えではなく大規模改修により超寿命化を図ることで
14億2千万円の交付税措置が見込まれる
- ③実質的な負担額が43億円になる（建て替えは約85億円）



※中性化とは
空気中の二酸化炭素と反応してコンクリートのアルカリ度が弱まることで、ひび割れや鉄筋の腐食による膨張が起こりやすくなること。佐野市文化会館の場合、外壁がレンガで覆われていることが功を奏し、中性化の進行が遅れているものと思われる。